

「低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業」の予算残額が2割程度となったことによる
申請の取扱いについて

本日（11月30日（月曜日））、予算額の残額が2割程度に達しましたので、申し込み順による審査を終了いたします。

このため令和2年12月1日（火曜日）以降の申請（郵便による申請については、令和2年12月1日（火曜日）以降の消印）の申請については、全ての審査が終了してからの補助金交付となります（交付決定は、令和3年2月中旬以降を予定）。

ただし、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う事業者を優先して抽選するなど配慮したうえ補助事業者を決定致しますので、ご承知方お願いいたします。

なお、11月30日（月曜日）までに一般財団法人環境優良車普及機構に配達、または持参により受付を行った申請（郵便による申請については11月30日（月曜日）以前の消印、後納郵便については11月30日（月曜日）以前の後納郵便等差出票）については、申し込み順に審査を行い順次補助金の交付決定を行うこととしています。

（注）提出資料総括表を添付の上、必要な書類を確認してから提出してください。提出資料が不足している場合には、受付いたしかねる場合がございます。

〈参考〉

消印 持参 後納郵便等差出票	~本日 11/30（月）	明日 12/1（火）以降 令和3年 1/31（日）
取扱い	申し込み順による審査、 交付決定実施	申し込み順による 審査は保留